

別記様式（第5条関係）

会 議 録

会議の名称		令和7年度 第2回行政評価委員会
開催日時		令和7年5月14日(水) 午後7時00分から 午後8時30分まで
開催場所		市役所本館2階大会議室
委員名		(1) 出席委員 加留部貴行、木本圭子、芹野千佳子、山下永子、山下耕治、大石くみ、中川孝晃 (2) 欠席委員 なし
所管課職員職氏名		事務局 経営企画部長 花田積 経営企画部経営戦略課長 向井泰博 経営企画部経営戦略課経営戦略係長 笹田泰弘 経営企画部経営戦略課経営戦略係 加藤慎太郎 担当課 【宮司公民館の廃止】 教育部長 宮原栄介 教育部郷育推進課長 芹野文彦 教育部郷育推進課公民館長 徳永理恵 【福祉会館（潮湯の里夕陽館）の民営化】 経済産業部長 高山康和 経済産業部観光振興課長 波多野哲平 経済産業部観光振興課観光振興係長 村上尚寛
会 議	議 題 (内 容)	1. 会長あいさつ 2. 行財政改革大綱実施計画の取組に関する評価① No.15 宮司公民館の廃止 3. 行財政改革大綱実施計画の取組に関する評価② No.19 福祉会館（潮湯の里夕陽館）の民営化 4. 事務連絡
	公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	5 名
	資料の名称	【資料1】行革大綱取り組み結果（令和6年度） 【一部抜粋版_未定稿】 【資料2－1】宮司公民館_着工前後写真 【資料2－2】宮司ホール条例議会だより 【資料2－3】福津市宮司運動ホール条例 【資料3】夕陽館について 【資料4】委員からの事前質問

会議録の作成方針	☐ 録音テープを使用した全文記録
	☒ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録
	記録内容の確認方法
その他の必要事項	

審議内容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

第2回 会議録

1. 会長あいさつ

会長 今回からいよいよ本格的な評価にはいっていく。どうぞよろしくお願いいたします。

（傍聴者 5 名入室）

会長 念のため申し上げるが、本委員会の目的はいわゆる「仕分け」ではなく、よりよい方向性を示唆することである。担当課目線の困りごと等もお寄せいただきながら、対話形式ですすめていきたい。

2. 行財政改革大綱実施計画の取組に関する評価①

No.15 宮司公民館の廃止

担当課（【資料1】をもとに説明）

委員（【資料4】内「委員A」欄の質問（1）（2）について）

担当課 宮司公民館は市が維持管理する社会教育施設である。対して、隣接する宮司自治公民館は宮司2区自治会が設置ならびに管理運営しており、その土地も市のもではない。

また、宮司運動ホールは新設小学校開校に合わせ、令和8年度末に廃止予定であるが、新設小学校には体育館も建設予定のため、地域の避難所としての機能は確保できると考えている。なお、宮司公民館が開館していた当時も宮司運動ホールを含め、避難所としての指定はされていなかった。

委員（【資料4】内「委員B」欄に記載のとおり）廃止後の宮司公民館跡地はどうなるのか。

担当課 土地自体が、宮司生産森林組合（以下、「森林組合」という。）に返却することとなっている。返却後、森林組合がどのように活用するかは分からない。

担当課 把握している範囲で補足させていただく。前提条件として、宮司公民館は津屋崎町時代、森林組合が「公民館として活用するのであれば土地及び建物を無償譲渡し、用途が無くなった場合は返却してもらう」旨の意向を示したことから始まっている。

委員 事務的経緯は理解したが、周辺住民への周知度合いはどうか。要望等も挙がっていないのか。

担当課 宮司公民館の解体前に、市民向け説明会を計4回実施している。新規転入者への周知度合いは分かりかねるが、「森林組合に返却する」旨は様々な場面で説明している。

廃止の説明会においては、廃止後の土地の活用に関してよりも、どちらかといえば「廃止後の体育館としての機能はどうなるのか」等の声が寄せられた。

委員 返却後の跡地に係る森林組合の活用意向は確認しておくべきでは。

会長（ここまでの流れを一旦整理）。

委員 条件付き譲渡に際し、活用先は「公共の用途」ではなく「公民館」限定だったのか。（【資料4】内「委員B」欄の）事前質問にも関わってくところだが、ただ粛々と事務を進めるだけでなく、宮地嶽神社近辺という好立地も活かし、市全体として有効活用ができないか。

担当課 先に申し上げたとおり、約束事ありきだったことから、返却を大前提に事務を進めてきた経緯がある。

委員 改革内容に「中央公民館に機能を集約させる」とあるが、別途取り組み項目「中央公民館の機能の再定義・再配置」との整合性を勘案したうえでの実施結果なのか。

担当課 中央公民館に関してはホール機能の統合を検討している。令和6年度に公民館運営審議会に諮問し、いただいた答申も踏まえ、中央公民館のホールはカメラホール

に一本化し、閉鎖する予定であるとともに、閉鎖後の同ホールの活用については検討中である。

委員 中央公民館そのものの再定義・再配置がなされないまま他施設に一本化となると、ますます活用が困難になるのでは。

宮司公民館の廃止も単体で進めるのではなく、他施設と連携して検討してほしい。

担当課 合併前の福間町、津屋崎町時代は、各町で公民館の位置づけが異なっていた。福間町では、公立の公民館は中央公民館のみで、各自治公民館はそれぞれの自治会で運営されていたが、津屋崎町では公立の地区公民館という形で、津屋崎公民館・宮司公民館・勝浦公民館の3つを運営していた。合併後は、従前の地区公民館制が見直され、公立の公民館は中央公民館に集約する形で整理されてきたと認識している。

委員 宮司運動ホール解体後、新設小学校の体育館は一般利用できるのか。様々な制約が想定されるが。

担当課 学校開放という形になると思うが、教育委員会で検討していく。

会長 (ここまでの流れを一旦整理)。

委員 【資料1】の効果額について、内訳ならびに削減の要因を伺いたい。

担当課 当初かかっていたものから当該年度の経費を引いたものである。削減の理由としては、電気使用料と施設修繕料が想定より安かったことが挙げられる。

会長 宮司運動ホール廃止にあたり、「地域コミュニティの拠点」「社会教育の展開の場所」といった観点で、周辺住民からの不安の声は把握しているか。

担当課 宮司自治公民館で会議等を実施できることから、そういったお声は特段いただいていない。

担当課 宮司運動ホールへの投資が困難なため、老朽化等の不安はある。

委員 返却先の森林組合は現在どういった組織か。

担当課 海岸沿いの松林や観光用の駐車場等も保有しており、地域住民で構成される組織と認識している。

委員 【資料2-2】において、「令和4年度は7,000人の利用者が・・・」とあるが、こうした利用者から代替施設に対する要望は出ていないのか。また、宮司運動ホールの維持管理や使用料の支払いに係る窓口はどうなっているのか。

担当課 廃止の周知が行き届いていない可能性がある。

手続き等は中央公民館の窓口で実施している。

会長 (ここまでの流れを一旦整理)

自治公民館の建設により、機能はある程度キープされている一方、市立の公民館が集約されていくことの意味合いについては、地域住民の代替わり等も考慮し、適宜説明が必要である。民間も絡んだ話であるので、市内部で引き続き整理を進めてほしい。より良い方向に着地できればと思う。

担当課 利用者へきちんと説明を行っていききたい。また、跡地の返却先とも対話を進めていききたい。

会長 行政一住民間で揉める案件の多くに、行政側の説明不足が見受けられる。情報の質・量・タイミングを精査し、信頼関係の構築につなげてほしい。

では以上で、1つ目の取り組み項目を終了する。

3. 行財政改革大綱実施計画の取組に関する評価②

No.19 福祉会館（潮湯の里夕陽館）の民営化

担当課 (【資料1】【資料3】をもとに説明)

委員 【資料4】の「委員A」欄のとおり、関連する事業者との連携はどのように行っていくか。

担当課 募集要項において、市や市内事業者及び観光スポットとの連携連動等を貸し付け条件とした。今後、観光振興課が窓口となり、貸与先事業者とDMO・観光協会とを結び付けていこうと考えている。DMOについては、津屋崎地区の活性化につながるよ

う連携連動していくことが必要と考えている。他方、観光協会に関しては、任意ではあるが、これを機に貸与先事業者と協会員となってもらい、協会の事業賛助に加わってもらいたく思う。

具体的な事業計画は今後協議していく予定である。

委員 計画の早期段階で事業者と連携していったほうがと思う。

委員 【資料4】の「委員B」欄のとおり、交通の便や駐車場の確保といった主にハード面の、市のバックアップが必要と考えるが、いかがか。

担当課 現時点では予定していない。本件は委託等ではなく、あくまで民間事業者に収益活動を展開してもらう目的である。事業計画の進捗についても、貸し付け条件の中で「市が定期的に確認する」としている。関係情報の提供や相談対応など、市としてもできる限りの協力を行っていく所存である。

交通の便の悪さについても、募集の段階で事業者に提示し、ご納得いただいたうえで挙手してもらったものと受け止めている。その点についても、貸与先事業者は対応策を検討していると聞き及んでいる。

委員 貸与して終わり、ではなく成功に導かなければならない。失敗して撤退とならないよう、市としてももう少し能動的に関わるべきでは。

委員 本件はいわゆるコンセッション（利用料を徴収する施設において、施設の所有権を市が有したまま、その運営権を事業者に設定する）方式ではないかと思う。であるなら、ある程度の連携はしつつも、基本は自由に活用してもらわないと、狙いからずれていくのでは。

会長 貸付料はいくらか。

担当課 18万円弱/月である。年間で200万円くらいになるか。

委員 貸与先事業者の実績はいかがか。

担当課 ベイサイドプレイス博多に位置する「波葉の湯」を運営している。

料金設定に関しては、イニシャルコストや周辺の相場も勘案しながら検討していくと伺っている。

委員 福岡の温浴施設は昨今インバウンド需要も増えている。ターゲット層をどこに据えるかを事前に精査し、それに合わせた準備が進められるとよいか。

委員 以前福津市には諏訪の湯、夕陽館や厚生年金スポーツセンターなどの温浴施設があり、比較的安価で楽しむことができた。今回夕陽館の貸与先事業者が決まったことは喜ばしい限りだが、「福祉」会館の印象が強い施設だったことから、かつて「福祉」目的で利用していた市民はギャップを感じてしまうのでは。適宜周知はされていると思うが、「福祉の施設では無くなった」旨を市から明確に伝えておくとういとお考える。

また、福津市には宿泊施設が少ない。この点は将来的に考えているか。

担当課 事業者の現時点での計画にはない。将来的にという点では事業者がどのように考えていくかによるが、宿泊施設となると、避難経路や消防法など各種条件を満たす必要があり、夕陽館はそれを想定した造りになっていないため、ハード面の多大な整備が必要になると認識している。

会長 かつての利用者に、「福祉ではなく観光目的である」旨の周知を市がもう一押し二押ししていただければ。

ただ、本件は長きにわたり議論の対象となっており、この度やっと一つの着地点に落ちて安堵している。だからこそ上手くいったらいい。

委員 稼ぐまちとして有効利用できる事例だと思う。これが稼働し始め、上手く人の流れができれば、「お風呂はこちら、宿泊はこちら」と周辺の民宿との連携もできるし、そうした包括的な流れを計画に組み込んで進めていただきたい。

委員 貸与先事業者からの家賃収入はサポートに還元すべきとお考える。

委員 利用者の移動手段としての、コミュニティバスの活用についてはどうお考えか。

担当課 コミュニティバスの担当課とは今後協議するが、市全体の取り組みとなるため、検討中である。

委員 夕陽館の再開ということで、ユーザーは大変楽しみにしていると思う。福祉から観光目的になることもあり、市民からすればただ混雑するだけでメリットを感じにくい点もあると思う。市民への還元—例えば、市内料金等は検討されているか。

担当課 先に申し上げたとおり、利用料金が決まっていないため、決まり次第協議をしていきたいと思う。継続的な運営には収益性が関わってくるため難しい問題であるが、事業者との対話の中でも「市民に対して配慮し、受け入れられるような施設となる」ようにしたいと事業者の意向を確認している。還元するとなった際、料金に反映させるのか、サービスに反映させるのか、社会貢献という形になるのか、事業者の意向も踏まえながら協議、相談していきたい。

会長 市にとっても、市民にとっても、夕陽館は長らく悩ましい存在であった。ここでやっと歯車が動き始めたかなと。1つ1つを明確にかつ丁寧に説明し、関係者と協議を重ね、今に至った動きは良かったと思う。貸与先事業者が「福津市を選んでよかった」と言っていただけのよう、市も適宜協力し、具体的な箇所を詰めながら、来年の開館に臨んでほしい。

結びに、担当課より一言頂戴したい。

担当課 本日、委員の皆さんから様々な意見を頂戴した。ハード面の整備など難しい部分もあるが、津屋崎地域を「面」として活用し、周遊するようなビジョンを考えていきたいと思う。

会長 では、事務局から事務連絡をお願いしたい。

事務局 次回の会議は7月14日（月）19時からを予定している。議題としては、行財政改革大綱実施計画の取組に関する評価「企業版ふるさと納税による新たな財源の確保（税控除制度の活用）」と、令和7年度後半の行政評価委員会で取り上げる施策の選定を実施予定である。

会長 では、以上で閉会する。